# 平成23年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成23年11月25日(金)午後1時30分庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番	大 郹	予木	奥	治		2番	椎	名	幸	雄
3番	根	本		勇		4番	田	口	重	幸
5番	森		正	昭		7番	三	須	清	_
8番	飯	塚		誠		9番	斉	藤		隆
10番	染	谷	智 -	一郎	1	2番	阳	曽	敏	夫
13番	渡	辺	陽 -	- 郎	1	5番	増	田	忠	夫
17番	須	藤	喜 -	一郎	1	8番	小	池	良	雄
19番	高	田	勝	禧						

4. 欠 席 委 員

6番 掛 川 正 治 11番 新 堀 政 夫 14番 渡 邉 光 雄

5. 出席事務局職員

 局長
 海老原
 美宣

 次長
 飯塚
 豊

 次長補佐
 大野 祐信

 農地係長
 花嶋 孝雄

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて

## 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

## 報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について
- 報告第3号 農地法第3条の規定による許可について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による許可について
- 報告第5号 農用地利用集積計画について

議長 ただいまから、平成23年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立して おります。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

10番 染谷智一郎委員

12番 阿曽敏夫委員

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、提案をさせていいただきました議案について説明させていただきます。 本日の議案案件は、議案第1号から第4号まででございます。

議案第1号は、「農地法3条の規定による許可申請について」1件でございます。

議案第2号は、「農地法第5条の規定による許可申請について」1件でございます。

議案第3号は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」1件でございます。

最後になりますが、議案第4号は、「農用地利用集積計画(案)の決定について」でございます。

今回の議案上程については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長** 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

それでは、部会での審議結果について、第1部会の小池部会長から報告をお願いいたします。

**小池部会長(第1部会)** こんにちは。大分寒くというか、今まで温かい日が時々ありまして、農家にとっては3月の半ばごろから葉物類は原発によって売れ行きも悪くなり、またここへきて、暮れ出しのホウレンソウとかはもうここで伸びちゃって、伸び過ぎるほど伸びちゃって、トラクターで耕している人もいます。涙の絶えない気持ちでやっていると思います。

本日はご苦労さまです。座らせていただきます。

それでは、発表します。

議案第1号から4号までについて、部会での審議結果についてご報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

譲受人は、市内在住の農家で、世帯構成は5人家族で、4人が従事者でございます。現在、自作地1万2,749㎡の農地を耕作しており、申請地を含めて引き続き耕作を続けていく意欲があると認められました。

申請地は、布佐字大割地先の現況地目が田5筆、申請面積は3,484㎡でございます。

申請地を確認し内容を審議したところ、下限面積を含め農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、第1部会では全員一致をもって許可相当であると判断をいたしました。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

議案書は2ページ、議案資料は6ページから10ページになります。

申請地は、中峠字上大久保地先の畑2筆、申請面積は1,784㎡のうち333㎡です。

譲渡人と譲受人は親族関係で、譲渡人は中峠字新宿字南地先に市街化区域の土地を所有 しておりますが、現在、親族が居住中です。その他市街化区域に土地を所有しておらず、 調整区域の地先に、農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものです。

他法令では、都市計画法第29条が該当し、開発行為の申請をしています。

資金については、土地代は親族間の使用貸借なので無償です。建設費2,878万円です。 住宅ローンの事前審査申込書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第1部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

続きまして、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」ご報告 いたします。

議案書は3ページ、議案資料は11ページから14ページになります。

申請地の柴崎字井戸端地先の畑、その他1筆、申請面積1,530㎡は相続人により継承することになったものです。

申請地を確認した結果、農地として適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する 意思があることを確認しております。

よって、第1部会では、全員一致をもって証明相当であるとの判断をいたしました。 続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ご報告いたします。

議案書は4ページから11ページ、議案資料は15ページから23ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

申請の権利内容は、新規設定が4件、申請地が下沼田地先の他7筆、申請面積は1万 5,839㎡でございます。また、再設定が7件、申請地が高野山新田字宮下地先、他17筆、 申請面積は3万4,262㎡でございます。

賃借料は整理番号1、5から7が無償、整理番号2が10a当たり1万9,000円、整理番号3、4、8、9が10a当たり玄米90kg、整理番号10、11が10a当たり2万円です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業 経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よって、第1部会では、全員一致をもって決定相当であるとの判断をしました。

以上で、第1部会の審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 以上、議案第1号から第4号までについて、部会長より報告がありました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して認めます。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

何かございませんか。

(なし)

なしとの声がありました。質疑がないものと認めます。

部会長は座席にお戻りください。

小池部会長(第1部会) どうも、よろしくお願いします。

(小池部会長 自席に戻る)

議長 それでは、議案第1号から順次採決します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。

採決することに賛成の委員は挙手を願います。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第2号は、千葉県農業会議に諮問いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」採決します。 証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり証明することにいたしました。 議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」採決します。 決定することに賛成の委員は挙手を願います。

#### (举手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することといたしました。 以上で審議案件については終了いたしました。

### 議長 続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号から5号までについてご報告させていただきます。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書12ページの2件で、転用目的については、共同住宅が1件、一般個人住宅が1件の届出になります。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、 議案書13ページから14ページの8件です。転用目的については、敷地拡張が2件、一般個 人住宅6件の届出になります。

以上、転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規定第7条の規定に基づき書類を事業受理いたしましたので、報告するものです。

続きまして、報告第3号「農地法第3条の規定による許可について」は、議案書15ページの2件です。

こちらは、平成23年9月26日付で諮問し、10月25日付で千葉県東葛農業事務所より決定 通知がありましたので、新規就農者が誕生しましたことをご報告するものです。

続きまして、報告第4号「農地法5条の規定による許可について」は、議案書16ページ の2件です。

こちらは、平成23年10月26日付で諮問し、11月14日付で千葉県農業会議より決定相当の 通知がありましたので、我孫子市農業委員会会長専決規定第3条の規定に基づき報告させ ていただくものです。

続きまして、報告第5号「農用地利用集積計画について」は、議案書17ページの2件になります。

こちらは、平成23年9月27日付で、農業経営基盤強化促進法による売買が決定されましたことを我孫子市農政課より通知がありましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 事務局より報告がありました。

ただいまの報告に対して何かご意見がありましたらお願いします。 ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長 事業局、何かございますか。

はい、どうぞ。

**事務局** 私からは3点ほどございます。資料の差しかえがありまして申しわけありませんでした。今ちょっと配付いたします。

(資料配付)

最初に来年、平成24年度農業委員会の総会等の日程表でございます。ごらんのような日程で1年間スケジュールを組んでございますので、よろしくお願いいたします。会場が別なところになっている月もありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、農業委員会の慶弔費の決算書というものを見ていただきたいんですけれども、昨年の4月に決算いたしておりますので、今月の11月まで、収入が繰越金と会費で合計11万4,150円になります。支出につきましては、記載のとおりお見舞いと香料で合計7万円、差引金額として残金4万4,150円になります。精算金は1人当たりに計算しますと2,323円となりますので、退任される方はこの金額を還付いたします。なお、在任する委員の方は会費として継続いたしますので、還付はございません。また、新たに委員となる方につきましては、委員報酬のほうから会費3,000円を天引きという形で徴収いたします。

それと、もう1枚のほうは、忘年会のお知らせということでなっております。こちらにつきましては、来月の26日、総会が終了後になりますが、場所はハナゼンということで、我孫子の北口にございます。この出欠につきましては、申しわけございませんけれども、各部会長までご連絡をお願いいたします。第3部会につきましては、新堀さんがちょっと病気療養中でございますので、副部会長、須藤さんのほうにお願いいたします。

私からは以上です。

議長 はい、どうぞ。

事務局 私から、2点ほど報告させていただきます。

サンキショウジの調整委員の方々のご苦労により調整活動が進んでおります。ただいま

は農業経営改善計画申請書の内容について、農政課と情報収集を行っているところです。 着々と進んでいるというところでございます。

あともう1点は、根戸堀尻地先の農地造成についてでございます。こちらについては10月26日、前回の総会の後に、キムラ建材の社長と話すことができました。どうするんですか、手賀沼が取り下げたということは農業委員会も取り下げるんですかという話をしました。代理人に伝えてあると、代理人が電話いきますと。その後かかってこないんですけれども、引き続き連絡をとって、どういうふうにするのか、取り下げるのか、それともまた地域の住民の方を説明していくのか、その辺を話していきたいと思っております。

以上、2点でございます。

議長 それでは、委員さん、何かご発言がありましたらお願いします。 飯塚委員さん。

**飯塚委員** 例のセブンイレブンの看板はどうなっているんですか。

議長はい。それでは、事務局。

事務局 担当の都市計画課が今、地主さんと交渉しています。それで、3月まで置かせてくださいと、それ以降は必ず移転しますという約束はとっているということを聞いております。

飯塚委員 セブンイレブンジャパンに伝えているんですか。

事務局 それは、看板会社が間に入っているんですよ、松戸の看板会社が。

**飯塚委員** 間に看板会社が入っていてもいなくても、告知しているのはセブンイレブンジャパンなんですよ、しっかり伝えてもらわないと。

**事務局** 担当課に伝えておきます。ありがとうございます。

議長 そのほかございますか。

なければ、私のほうから申し上げます。

皆さんもご承知のとおり、今月の13日、我孫子市市議会議員選挙が行われ、議会選出の 農業委員の方々が全員当選されました。改めて、おめでとうございます。(拍手) ますますのご活躍、ご期待を申し上げます。

12月から新たな議会体制が始まります。このため議会推薦委員の方々は、今月をもって 退任することになりました。退任のごあいさつを各委員の方からお願いしたいと思います。 椎名委員さんから。

**椎名委員** それでは、まずは個人的な問題でございますけれども、11月13日、無事に市議会議員選挙、当選をさせていただきました。皆様方のご声援、本当にありがとうございました。

2年間、皆様と一緒に業務を遂行してまいりました。それで、この2年間の経験を今後のまた市の行政といいますか、それに特に農業行政について生かしていきたいと思っております。あと4年間頑張って、農業行政、そしてまた市の安心で安全な生活を守るための政策を遂行してまいりたいと思います。

本当にいろいろとありがとうございました。今後も皆様方のご支援というかご指導をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。2年間、本当にありがとうございました。(拍手)

**議長** それでは、飯塚委員さんお願いします。

**飯塚委員** 2年間の間でございましたが、議会推薦枠で職責を果たさせていただくことになりまして、無事退任を迎えることができました。まず皆様方に心より御礼を申し上げます。

あともう一つ、会議とか委員会で諸先輩の大先輩の皆様方に対して、あるいは職員の 方々に対しても、生意気な発言が多々あったかと思いますけれども、私はこの農業委員会 に着任するときから、議会の委員会と全く同じ姿勢で臨もうというふうに心に決めてまい りました。このような状況で議会でも発言しておりますので、なにとぞご容赦とご勘弁を いただきたいというふうに思います。

さらには、農業委員会の外で農業委員会を見ていたときには、こんなんでいいんだろうかと、もっとこうすべきだとかっていう思いもたくさんてあって、勝手な発言も外でさせていただいていましたけれども、農業委員会に入ってみて、改めてさまざまな法律や条例のくくりがあって、なかなか皆様方も我々と同様に思うように進まない局面もあるんだなということを、きちっと体で覚えることができました。

これからは議会の場に戻りまして、議会改革の場でこの農業委員会の位置づけやあり方についても、しっかりと改善を図るように頑張っていきたいと思いますので、引き続きのご指導とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 お二方さんには、ありがとうございました。今後とも農業委員会、よろしくお願い 申し上げます。

それでは、以上をもちまして、我孫子市農業委員会第11回総会を閉会いたします。大変 お疲れさまでした。

以上の会議録は我孫子市農業委員会会議規則第26条の規定により議長が調製したものであるが、会議の次第に相違がないので同条第2項の規定により署名する。

議長

署名人

署名人